

控訴審第6回裁判のご報告

令和3年7月14日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第20準備書面(「長期評価」に基づく津波対策は不要とした2002年8月保安院対応が著しく合理性を欠くこと)

○概要

- ① 規制権限不行使の違法が問われるべき規制判断は、「長期評価」の津波地震の想定に基づく津波対策は不要であると判断した「2002年8月保安院対応」である。「2002年8月保安院対応」とは、2002年8月、保安院担当者が、東電の津波担当者に対し、「長期評価の見解」の地震学上の根拠を確認させ、その報告に基づいて、「長期評価の見解」の信用性が低いとして決定論に基づく規制には取り入れず確率論的安全評価において取り扱うとの東電の方針を受け入れた対応である。

この保安院の対応は、地震学の専門家等の調査審議を経ることなく、いわゆる「しろうと判断」としてなされたに過ぎない。また、この当時、既に「7省庁手引き」「4省庁報告書」において、一般防災を前提としても、「想定される最大規模の地震・津波」を考慮すべきものとされ、かつ、想定地震の発生位置は既往地震を含め太平洋沿岸を網羅し、特に津波地震への特別の考慮が必要とされていた。そして、この当時、「津波評価技術」において津波シミュレーションの推計手法が確立していた。

保安院は、2002年8月以降本件事故に至るまで一貫して、「長期評価」について、再検討の対象として視野に入れること自体もなく、何らの考慮も検証も行っていなかった。

これらを踏まえると、2002年8月の保安院の対応は、著しく合理性を欠く。

- ② 原子力の安全規制に関する法令の趣旨・目的を踏まえれば、技術基準省令62号4条1項の「津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」を判断する際、地震学上の「客観的かつ合理的根拠」が認められる知見を前提に、「想定される最大規模の地震・津波」を考慮すべきである。
- ③ 国は、伊方原発最高裁判決を援用した上で、「長期評価の見解」の評価について、保安院に広範な科学的・専門的技術的裁量が認められる、と主張する。
しかし、とりわけ2002年8月保安院対応は、地震学者等の専門家による調査審議及び判断に基づくものではなく、「専門家による調査審議及び判断」自体存在しないことから、専門的技術的裁量を認める前提を欠く。
- ④ 名古屋地裁判決は、国の責任を否定した。
しかし、名古屋地裁判決は、保安院が実際に行った判断過程(2002年8月保安院対応)を踏まえず、判断している。
また、名古屋地裁判決は、予見可能な津波によって重大事故に至るおそれがある場合においても、それを基礎づける知見が通説的なものでない限り、規制権限の行使が義務づけられることはない、と判断している。この判断は、高度な安全性を求める原子力安全規制に関する法の趣旨に反する。
- ⑤ 東電は、2008年7月の武藤裁定によって、津波対策を先送りした。これは、「長期評価」を考慮しないという東電の方針に対し、2002年8月保安院対応に

よる黙認があって、初めて可能となったものである。

2002年8月保安院対応が、津波対策の先送りによる本件事故の直接の原因となった。

★第21準備書面(東電プレゼンに対する反論と原告らの思い)

○概要

- ① 前回4月21日の口頭弁論期日において、東電代理人は、プレゼンテーションを行った。

東電は、プレゼンにおいて、「中間指針による支払額が原告ら原発被害者の実損害を超えるもの」と指摘する。東電のこの指摘は、証拠に基づかないものであり、未曾有の被害の実相を糊塗し、裁判所をことさら誤導するイメージ操作である。

東電は、プレゼンにおいて、「訴訟提起者はわずか0.8%」と指摘した。この指摘は、約1万数千人もの原発被害者が全国30以上の各地裁で同種裁判を提起し、これまで8年以上に亘って苦難の訴訟活動を余儀なくされている現実から目を背けている。原告の数は、決して僅かなものではない。原告に対する侮辱的なプレゼンは、許されない。

東電のプレゼンのトーンは、「中間指針によって賠償金を受け取った原発被害者は、その賠償額を十分なものとして満足して受領し、それ以上のものを求める意思を持たない人たちである」と断定しているに等しい。しかし、実際は、東電が被害者に一方通告で支払っているものに過ぎず、東電の支払に応じたことで満足しているなどといった実態調査結果も存在しない。現に、浪江町の人口の70%・飯館村の約半数・川俣町小綱木地区の95%の各住民が、中間指針を不服として、ADRを申し立てている。東電は、この現状をどう説明するのか。しかも、このADRにおける和解案を、東電は拒否している。

東電のプレゼンは、「裁判所は口を出すな」と言っているに等しい。

- ② 東電は、2018年11月、双葉郡富岡町のメインストリートに「廃炉資料館」なるものを設置した。東電は、本件事故後、原発被害者に対し、いわゆる「3つの誓い」を公表した。

東電は、廃炉資料館の反省の弁や3つの誓いで示した「寄り添う」という言葉の真の意味を、今一度、深いところから見つめ直すべきである。

★第22準備書面(木村真三氏意見書について)

○概要

- ① 木村真三氏は、獨協医科大学准教授であり、放射線衛生学の専門家である。木村真三氏が作成した意見書に基づき、低線量被ばくが人の健康に及ぼす影響につき、明らかにする。
- ② LNT仮説の考え方や裁判・行政実務の運用からみても、単に統計的に有意な結果が得られないことをもって、100mSv以下で発がん等のリスクがまったくないと断言することはできない。低線量被ばくによる安全性については、理論的にも、実際的にも、十分に解明されていないのが現状である。
- ③ 現在のICRPの勧告は、放射性物質の利用に有用性があることを前提として、そのような有用性がある場合には、ある程度の被ばくを受忍すべきであるとの考え方に立脚している。こうした考え方は、リスクを受ける主体がベネフィットを受ける主体と同一である場合にはある程度の合理性があるが、ベネフィットを受ける主体とリスクを負担する主体が異なる場合にはこうした受忍義務を課する合理性を認めがたい。なぜなら、放射性物質というものは危険なものであり、その利用が正当化できるのは、有益性をもたらす限りにおいてだからである。

本件原発事故に即していえば、原告らを含む被災した住民は、原発の設置による利益も、当該原子力発電所の電気による利益も得ていない。したがって、上記ICRPの基準に拠ったとしても、住民らがリスクを受忍すべきであるという合理的な理由はない。

- ④ 現時点で効力を有するICRPの勧告では、本件原発事故のような「現存被ばく状況」においても、可能な限り住民の累積被ばく線量が年間1mSvとなるよう要求している。国が定めた被爆者援護の基準や放射線業務従事者に関する規則においても、被ばく線量が1mSvを超えると健康被害が生じることが前提とされている。

原発事故直後において、住民の初期被ばくに関する公的な調査は実施されておらず、避難するまでに自らがどれだけの線量を被ばくしたのか、原告らには全く分からない状況にある。福島県民健康調査において甲状腺がんが多数発見されていることについて、専門家の間でも見解が分かれている。

このような情報の空白は専門家の間における知見の相違という状況下においては、原告らが放射線被ばくに対して強い恐怖や不安を抱くこともやむを得ないといえ、原告らが被ばくを避けるために避難したことには合理性がある。

★提出した主な証拠

木村真三獨協医科大学准教授の意見書、福島地裁の裁判で提出された2002年推計に基づく津波防護策についての求釈明書、これに対する国の回答書、捜査報告書(重みづけアンケート結果の取りまとめについて)

★その他提出した書面

一審原告の証拠申出書

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★1審被告東京電力共通準備書面(5)(原告第18準備書面に対する反論)

○概要

- ① 自主的避難等対象区域には、そもそも健康影響を生じさせる程度の放射性物質の飛来はなく、それゆえ政府から強制的な避難が求められることもなかった。本件事故後の客観的状況(空間放射線量、社会活動等)をみても、自主的な避難を実施した居住者はごくわずかであり、自主的な避難を選択することなく滞在を継続した居住者において地震・津波からの復興に向けた活動や日常生活が行われていたものであって、本件事故の影響による地域コミュニティの破壊、地域社会の包括的な機能喪失という事実はそもそもまったく認められなかった。

旧緊急時避難準備区域においても、そもそも健康影響を生じさせる程度の放射性物質の飛来はなく、それゆえ政府から強制的な避難が求められることもなかった。緊急時に屋内退避または避難ができるよう「準備」をしておくという区域の指定も本件事故から約半年後の平成23年9月30日をもって解除され、区域の解除後は、教育機関、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関等、社会生活に必要な施設も再開されている。旧緊急時避難準備区域において地域コミュニティの破壊、地域社会の包括的な機能喪失が生じていない。

- ② 中間指針は最低限の賠償基準を示すものではない。これは、直近の原子力損害賠償紛争審査会における委員の発言からも裏付けられている。

原子力損害賠償紛争審査会の上記委員は、本件事故と相当因果関係のある損害に加えて、場合によっては、被害者の納得が得られる、被害者に十分な救済を与えることができる線を指針として示していったこと、従来の不法行為に関

する判例や学説では認めるべきかどうかが必ずしも明らかでなかった損害等を含めて賠償の対象に含めてきた、との認識を明らかにしている。

- ③ 東電が裁判外で賠償の低廉化を志向している事実などない。実情はむしろその逆である。基準は総じて裁判上認められてきた水準を大きく上回るものとなっており、ADRでは和解成立率は90.2%、中間指針等に記載のない損害項目も含めて相当数の賠償を行うことで、ADRに基づく裁判外での紛争解決を積極的に促進してきた。
- ④ 全既払金をもって弁済の抗弁を主張することは、正当な防御権の行使として当然に許されるものである。
本件請求の当否を適切に判断するためには、本件事故と相当因果関係のある財産的損害や精神的苦痛を全体として把握し、これに対する補填の状況(弁済の抗弁)を踏まえて、なお未払いの損害が認められるか否かが判断されるべきであって、この点こそ、東電が主張する弁済の抗弁の核心である。このことは、近時、言い渡された同種事件東京高判令和3年1月21日判決、東京高判令和3年2月19日判決からも明らかである。
- ⑤ 世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきである。東電による支払の趣旨が、世帯内で共通する部分がある損害の補填にあること、実際にも、それが世帯の平穏な生活の回復あるいは不安や経済的負担の補填に資すること自体には何ら変わりがない。当事者間の合理的意思に鑑みれば、世帯の構成員全員の損害に補填されるべきである。
- ⑥ 仙台高判令和2年9月30日の判断は、「損害」の解釈を誤る違法なものである。共通しない事情を基に共通損害を認定し、それを基礎に中間指針等に定める賠償額を超える損害を一律に認めている。一部請求における弁済の判断の方法に関し、判例・法令違反もある。

★1審被告東京電力共通準備書面(6)(1審被告東京電力に慰謝料増額事由が認められないことについて)

○概要

- ① 無過失責任を定めた原賠法の下では、故意・重過失の有無は慰謝料額の算定においてそもそも考慮の対象とならない。東電の重過失により慰謝料額が増額されるべきであるとの1審原告らの主張はその前提を欠く。
- ② 東電としては、地震・津波を含めて、各時点における本件原発に影響を及ぼし得る最新の知見を取り入れて、不断に個別具体的な課題に対応してきたものである。
東電は、その当時の最新の科学的知見を踏まえて、津波対策を含む本件原発の安全対策を実施してきたものである。東電が本件事故に至るまでに講じてきた各種安全対策の中でも、免震重要棟や消防車の配備、建屋送水口の設置、消火配管の耐震性向上、防火水槽の設置、耐圧強化ベント、非常用D/G間の電源融通といった各種対策が本件事故の収束に大いに寄与したことは、本件事故後の各種調査においても繰り返し指摘されている。慰謝料額を増額すべき対応の悪質性は何ら認められるものでない。
- ③ 「長期評価の見解」については、国の公的機関が公表した一つの見解ではあったが、本件原発の設計基準に確定論的に取り込むことができる程度に精度・確度のある科学的知見ではなかった。
東電は、これを無視するのではなく、「津波評価技術」の策定作業を終えた土木学会の第Ⅱ期における後継研究として検討対象とし、設計想定を超える対策(シビアアクシデント対策)の検討に活用されることが期待されていた確率論的安全評価手法の分岐項目に取り入れて検討を行ってきた。

東電は、電気事業連合会において、土木学会に対して電力共通研究として「長期評価の見解」の取扱いも含む「津波評価技術」の高度化を委託することを提案し、了承された。

東電としても、土木学会における審議結果が出されるのを座視していたわけではなく、ドライサイト対策の検討を開始したりしていたものである。

- ④ 本件事故に関する他の裁判例においても、本件事故前の状況を客観的に正しく把握して、慰謝料に増額事由を否定した裁判例が相当数存在する。これらの裁判例は、「長期評価の見解」の精度・確度を正しく評価し、「後知恵」を排し、本件事故発生以前の認識状況を直視して、東電の津波への備えについて、慰謝料増額に値する事情はないと正当に説示した。

★1 審被告東京電力共通準備書面(7)(責任論に関する主張の整理)

○概要

- ① 一審原告らが主張する結果回避措置を、東電が本件事故前の時点で他の優先度のより高い地震対策等を差し置いて実施すべき法律上の義務があったといえるためには、それを基礎付ける予見可能性の程度も具体的な科学的根拠に基づくものであり、かつ損害発生の危険が具体的であり切迫性を有する。
- ② 「長期評価の見解」は、当時の通説的評価に従って海溝寄り領域の津波発生確率を示そうとすると、あまりに確率が下がって国民に対する警告の意がなくなってしまうという防災行政上の観点から、評価が示されたものである。直ちに既存の原子力発電所の安全対策に、決定論的に取り込めるようなものではなかった。東電役員刑事判決においても、同様の評価がなされている。
- ③ 東電は、「長期評価の見解」について、直ちに本件原発の津波対策に取り込むのではなく、設計想定を超える対策の検討に活用されることが期待されていた確率論的安全評価の中に取り入れてその研究を進めていた。
平成18年9月の新耐震指針策定に伴う耐震バックチェックにおいても、地震学・津波学の専門家の意見等を踏まえた社内検討の結果、「長期評価の見解」に基づく津波を確定論的津波評価の対象として考慮するかどうか、そのために必要となる波源モデルも策定されておらず、専門家間の科学的知見も定まっていなかった。
東電は、改めて専門機関である土木学会に、「長期評価の見解」の取扱いにつき、審議を委託し、学会での見解の整理を踏まえて適切に対応することにした。東電自らも、社内に「津波対策ワーキンググループ」を設け、調査を行っていた。東電の対応に何ら不合理なものはない。
- ④ 電気事業者からの審議委託を受けた専門機関である土木学会ですら、専門的な審議を経て、本件事故直前、平成20年試算の前提となった「海溝寄りのどこでも明治三陸地震と同程度の津波地震が発生する」との「長期評価の見解」について、支持していなかった。
- ⑤ 本件事故前、地震対策が全国的に急務となっていた。他の安全対策を差し置いて、防潮堤や防波堤を用いて敷地高への津波の遡上自体を防ぐというドライサイトコンセプトの考え方を採用せず、敷地高への遡上を前提とした事故対策を、本件事故前の時点で講じるべき法律上の義務を基礎付けるに足りる津波の具体的予見可能性・切迫性はなかった。
- ⑥ 本件事故による原子力損害の発生につき、東電に故意又はこれに匹敵する重過失はない。一審原告らの慰謝料は、増額されない。

★提出した主な証拠

原子力損害賠償紛争解決センターの活動について、令和2年10月9日東京地

裁判決, 東電役員に対する刑事判決, 相澤広志氏と松浦健郎氏の検察官に対する各供述調書

(3) 被告国が提出した主張書面や証拠
なし

2 弁護団員による準備書面要旨の説明

3 今後の裁判の日程

第7回口頭弁論期日

令和3年9月22日(水)14時

第8回口頭弁論期日

令和3年12月8日(水)14時

以 上